

お知らせ

特定不妊治療費助成金について

少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、特定不妊治療費の一部を助成します。

- 対象となる治療 体外受精、顕微授精
※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合も含まれます。
- 対象者 次の要件をすべて満たす方
 - ・夫または妻のいずれかが市内に住所を有する方
 - ・特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方
 - ・茨城県不妊治療費補助金交付決定者の方
 - ・市税の滞納がない方
- 助成金額・回数等
特定不妊治療に要した自己負担額から、茨城県から受けた補助金を差し引いた額に対して助成します。
助成金額：1回につき50,000円（上限額）
回数：県補助金を受けた初年度は3回まで、翌年度以降は年2回まで（通年して5年間で10回以内）
- 申請に必要な書類等
 - ①常陸大宮市特定不妊治療費助成金交付申請書
 - ②茨城県不妊治療費補助金交付決定通知書
 - ③茨城県不妊治療費補助金交付申請書の写し
 - ④茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
 - ⑤医療機関発行の領収書（確認後、返却します）
 - ⑥市税の滞納がないことを証する書類

問 かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121



環境センター・衛生センター お盆期間の業務休業のお知らせ

【環境センター（ごみ処理施設）】

- 休業日 8月13日（木）・14日（金）
※可燃ごみの収集は通常どおり行いますが、個人での搬入はできません。

問 大宮地方環境整備組合環境センター

☎029-296-1744（那珂市静1894）

【衛生センター（し尿処理施設）】

- 休業日 8月13日（木）～15日（土）

問 大宮地方環境整備組合衛生センター

☎52-3535（常陸大宮市小野2090-1）

介護保険について

○介護保険負担割合証について

平成27年8月から、65歳以上（第1号被保険者）で一定所得以上の方は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が1割から2割になります。

2割負担となるのは、本人の合計所得金額が160万円以上の方です。

※要介護・要支援認定を受けた方全員に7月下旬に介護保険負担割合証を送付します。

8月1日以降に介護サービスを利用するときは、必ず介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

○介護保険負担限度額認定申請について

施設サービスの食費と部屋代は、本人負担が原則ですが、低所得の方については、負担の軽減を行っています。

平成27年度の申請がお済みでない方は、8月31日までに手続きをお願いします

※平成27年8月から、一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方等には、自己負担していただくよう基準が見直されました。それにともない、申請の際に預貯金などが確認できる通帳等の写しの提出が必要になりました。

問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉G

☎52-1111 内線172